

議 長 日程第 5 「議案第 5 号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第 5 号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。  
令和 3 年 3 月 2 日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による介護保険  
法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでござい  
ます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第 5 号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について説  
明をさせていただきます。

この条例の一部改正についてですが、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護  
保険料率の新たな適用期間を定めるもののほか、健康保険法施行令等の一部を  
改正する政令が公布され、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、関  
連する項目を改正するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。現行の欄、  
第 9 条、保険料率でございますが、第 7 期の高齢者福祉計画・介護保険事業計  
画の期間と合わせ、平成 30 年度から令和 2 年度までを期間として定めておりま  
したが、改正案では第 8 期の計画期間と合わせ、令和 3 年度から令和 5 年度ま  
でに改めます。なお、介護保険料につきましては、第 8 期の松田町介護保険事  
業計画等策定委員会におきまして、令和 3 年度から令和 5 年度までの計画期間  
中、3 か年の介護保険事業に必要なサービス給付につきまして、費用の見込み  
額等を試算をさせていただきました。その結果、去る 2 月の 24 日に第 6 回とな  
る計画策定委員会におきまして、サービス給付総額等の合意を得られたところ  
でございます。それに基づきまして試算した介護保険料は、現行の月額 5,100  
円と同額となるため、今回の介護保険条例上は変更がないものでございます。

続きまして、同 6 号中、第 35 条の 2 第 1 項の後に、第 35 条の 3 第 1 項を追加  
し、特別控除額を控除して得た額の後に「とし、当該合計所得額が 0 を下回る  
場合には 0」を加え、1 枚おめくりください。2 ページ目になりますが、低所

得者の方のための軽減に関する規定のうち、第2項、現行で令和2年度となっているところを、令和3年度から令和5年度に改めます。

続きまして、所得の計算方法として、基礎控除額が引き上げられ、一方で給与所得または公的年金等控除額が引き下げられたことに伴う特例措置として、附則の第7条の追加をいたします。附則、令和3年度から5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例でございます。1項で令和3年度分を、3ページの2項で令和4年度分を、3項で令和5年度分について、それぞれ規定をしております。この附則につきましては、基礎控除額が10万円引き上げられ、給与所得等、給与所得または公的年金が引き下げられたことに伴うものでございますので、計算の結果には影響を及ぼすものではございません。

改正本文の2ページへお戻りください。附則でございます。附則、施行期日、1、この条例は令和3年4月1日から施行する。経過措置、2、改正後の松田町介護保険条例第9条の規定は、令和3年度分保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 条例の一部改正で、サービス利用等の関係で変動がなかったということで、月額5,100円の介護保険料率は変わらないという説明がありましたが、この介護保険事業計画の中にある、こういう介護保険料率を算定する表と、これをやはり議会に示さないといけないのではないか。変わらないから出さなくていいということではなく、やはり町民負担がゼロになるわけではなく、標準金額としての5,100円×12か月分をですね、納めていかなければいけない。そういった部分を説明する上ではですね、介護保険上位計画というのが後から、配付されるのかどうか分かりませんが、やはりここでの介護保険料率の議案審議の部分に出すのに、そういった表がなくですね、変わらないのでという説明の一言だけではね、ちょっと議会のほうとしては内容の審議にはちょっと不十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

福祉課長 介護保険事業計画策定委員会につきましては、昨年の7月から全6回にわた

って慎重な御審議をいただいております。2月の24日の日に第6回が終了いたしまして、サービス給付費の試算等々、様々やっております。実績といたしましては、いろいろな試算があったんですけども、第8期はそれをもとに試算して、給付費は大体3年間で約30億6,500万、基金取り崩し5,000万で予定をさせていただいて、今回その試算の結果、変更がなく、今回変更がなかったのも、条例には変更がないという御説明だけで、大変申し訳ございません。また介護保険事業計画の計画が最終的に固まりましたら、また再度御説明をさせていただきたいと思います。

6 番 井 上 2月の26日ですか、そこでですね、介護保険事業計画が承認をされたというふうに説明があった、そういう理解ですね、私のほうとしては。であれば、第7期と第8期の介護保険料率を算定する表をですね、参考資料として提出されないとは、どういふ経緯で介護保険料率、月額5,100円で、それに対しての議会としてはこういうふうに判断をしましたという説明が町民に対してはできないのではないかと。ですので、そういった表、資料を提出すべきではないかというのが私の考えです。

福 祉 課 長 試算をさせていただいて、最終的な案ということで、第8期の介護保険事業計画につきましては、ほぼ固まっておりますが、第7期の計画等、給付費等、様々なサービス給付費の種類ございますので、それを今の段階で比較をしてある資料がですね、ちょっとすぐ御用意できないので、本会期中に…（私語あり）。

議 長 その資料は出せないんですか。もし出せるようなら、暫時休憩して、その間に用意。

福 祉 課 長 第8期の結果の資料でよろしいでしょうか。はい。じゃあ、すみません。暫時休憩していただければ。

議 長 暫時休憩します。 (13時23分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時39分)

資料が提出されました。配付してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

お願いします。事務局より配付させます。

( 資 料 配 付 )

資料について説明願います。

福 祉 課 長 お時間をとらせて申し訳ございませんでした。それでは、参考資料のほうを説明をさせていただきます。介護保険サービスにつきましては、居宅介護、地域密着型介護、施設介護サービス給付費及び地域支援事業費の合計額が標準給付見込み額①になるものでございます。①、②になるものでございます。そこから、その下の部分を差し引いていきまして、第1号被保険者、65歳以上の方の被保険者の方の負担すべき金額を導き出しまして、その中から介護保険の基金等の取り崩しですとか、保険者機能強化推進交付金等が別途交付されることから、それを差し引きまして、介護保険の被保険者の人数で割ったものが6万1,196円になります。そこから12で月額負担を5,100円というふうな計算になったものでございます。

この給付費等を計画策定委員会の中で人口の推計と併せて皆さんに御議論いただきまして、御承認を得たものでございます。説明は以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

6 番 井 上 参考資料の提出ありがとうございました。今の説明でおおむね分かりました。

あと1点ですね、この中段にあります介護保険給付準備基金取崩額5,000万円となっています。現在高のですね、準備基金の残高をお知らせいただきたいと思います。

福 祉 課 長 2月末の、すみません、数字は準備してございませんが、今年度、予算の中、令和2年度で一応3,000万の基金の積み立てを予定しております。それを合わせますと約1億700万円になります。（「結構です。」の声あり）

議 長 ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。